

平成29年第6回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成29年6月9日、午後1時30分に朝倉市朝倉支所大会議室において、第6回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は36名

1 番 小林 敏生	20 番 羽野 勝己
2 番 松尾 彰	21 番 伊藤 猛
3 番 田中 諭	22 番 田子森 博美
4 番 山崎 信	23 番 櫻木 キクエ
5 番 後藤 干城	24 番 原田 俊昭
6 番 櫻木 和雄	25 番 石井 隆壽
7 番 井上 良夫	26 番 西川 幸男
8 番 窪山 茂隆	27 番 穴見 義夫
9 番 田中 眞知子	28 番 宮本 保孝
10 番 釜堀 豊	29 番 井手 峯勝
11 番 徳永 辰雄	30 番 大隈 弘子
12 番 高着 土良	31 番 森 洋
13 番 矢野 忠徳	32 番 和佐野 光晴
14 番 古川 ますみ	33 番 徳田 清則
15 番 田中 学 (欠席)	34 番 日吉 慶一
16 番 鶴川 昌洋	35 番 小嶋 嘉則
17 番 大山 源次	36 番 才田 正晴
18 番 樋口 博幸	37 番 森部 賢一
19 番 橋本 計	

3. 付議事項

- ・ 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
- ・ 報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出について
- ・ 議案第 1 号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・ 議案第 2 号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・ 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 4 号 農地転用計画変更申請について
- ・ 議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 7 号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・ 議案第 8 号 空き家に付属した農地の指定について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森 部 賢 一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中 村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	石 橋 一 良
係 長	中 村 敬一郎
事務吏員	松 尾 康 年
事務吏員	河 辺 義 弘

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 内田 光 徳

(開会 13:30)

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成29年第6回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
本日の欠席につきましては、15番田中委員より欠席の届出がありました。ただ今の出席委員は36名であります。よって委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に11番徳永委員、12番高着委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。
- 議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 1頁をお願いします。議案朗読をもって説明。5頁まで計26件ございます。以上、報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告事項でございますので採決は行いません本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、報告第2号「農地法第4条の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 6頁をお願いします。議案朗読をもって説明。2件でございます。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、担当委員の報告を求めます。19番橋本委員。
- 19番 (橋本委員) 本件について説明します。水耕栽培をするための管理棟を建築するものです。用途地域は農用地区域内、農地区分は農用地区域内農地です。以上、報告いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、異議なし。
- 議 長 次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 7頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当課の説明を求めます。
- 担当課 (内田主任主査) 詳細について説明。この計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご承認方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局及び担当課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。5番後藤委員。
- 5番 (後藤委員) 利用権設定で20年、30年というものがありますが、どのようなものがありますか。
- 担当課 (内田主任主査) 10年のものについては、年金関係があります。それと、アト高収益型でハウスなどを借りている方が10年、または20年の期間が入っています。以上です。
(20年、30年は朝倉にだけ・・・「と発言するものあり。)」
- 事務局 (河辺) 議長。
- 議 長 事務局。
- 事務局 (河辺) 聞いておりますのは、今からハウスを建ててできるだけ長いこと借りたいということで20年、30年については長すぎではないかともいいましたが、しっかりとやっていき

たいとの事で30年となっております。以上です。

議長 関連でみなさんがた質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、議案第1号は承認といたします。

議長 次に、10頁、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。事務局。

事務局 （寺岡）10頁をお願いします。議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は、27番穴見委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

27番 （穴見委員）12番高着委員と30番大隈委員にお願いしたいと思います。

議長 12番高着委員よろしいですか。

12番 （高着委員）はい、承知しました。

議長 30番大隈委員よろしいですか。

30番 （大隈委員）はい、承知しました。

議長 それでは、審議番号1番のあっせん委員に27番穴見委員、12番高着委員、30番大隈委員を選任します。よろしくをお願いします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）審議番号2番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号2番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の32番和佐野委員、どなたか推薦をお願いします。

32番 （和佐野委員）2番松尾委員にお願いしたいと思います。

議長 2番松尾委員よろしいですか。

2番 （松尾委員）はい、承知しました。

議長 それでは、審議番号2番のあっせん委員に32番和佐野委員、2番松尾を選任します。よろしくをお願いします。

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）審議番号3番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号3番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の32番和佐野委員、どなたか推薦をお願いします。

32番 （和佐野委員）2番松尾委員、24番原田委員にお願いしたいと思います。

議長 24番原田委員よろしいですか。

24番 （原田委員）はい、承知しました。

議長 2番松尾委員よろしいですか。

2番 （松尾委員）はい、承知しました。

議長 それでは、審議番号3番のあっせん委員に2番松尾委員、24番原田委員、32番和佐野委員を選任します。よろしくをお願いします。

次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）審議番号4番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は13番矢野委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

13番 議 長 (矢野委員) 25番石井委員にお願いしたいと思います。

25番 議 長 25番石井委員よろしいですか。

25番 議 長 (石井委員) はい、了解いたしました。

議 長 それでは、審議番号4番のあっせん委員に13番矢野委員、25番石井委員を選任します。よろしくをお願いします。

事務局 次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 審議番号5番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は21番伊藤委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

21番 議 長 (伊藤委員) 14番古川委員にお願いしたいと思います。

14番 議 長 14番古川委員よろしいですか。

14番 議 長 (古川委員) はい、了解いたしました。

議 長 それでは、審議番号5番のあっせん委員に14番古川委員、21番伊藤委員を選任します。よろしくをお願いします。

事務局 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (河辺) 12頁をお願いします。始めに申請の取下げがありました。審議番号10番について、取下げとなっております。そのため11件となっております。議案朗読をもって説明。17頁まで11件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。28番宮本委員。

28番 議 長 (宮本委員) 審議番号1番について説明します。父親から子への贈与であります。問題ないと思われま。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

事務局 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます12番高着委員。

12番 議 長 (高着委員) 審議番号2番の説明をいたします。申請地は鉄道の線路と線路に挟まれた農地で所有者は市外の方であります。譲受人が所有者の他の農地を耕作されているので双方で話をされて今回、贈与での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番を許可といたします。

事務局 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。31番森委員。

31番 議 長 (森委員) 審議番号3番について説明します。内容については、譲渡し人の離農によるもので譲受人と利用権を結んでいる土地で売買にて話がまとまりましたので今回の申請となつ

ております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願
いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま
す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。31番森委員。

31番 (森委員) 審議番号4番について説明します。申請人は現在、入院療養中で父親から子への
贈与であります。長男の孫が同居されていましたが家からでられましたので、次男の方への
贈与であります。問題ないと思われます。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審
議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま
す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。18番樋口委員。

18番 (樋口委員) 審議番号5番について説明します。内容については、譲渡し人の離農によるも
ので譲受人が小作をされている農地で売買にて話がまとまりましたので今回の申請となっ
ております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願
ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま
す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。

19番 (橋本委員) 審議番号6番について説明します。

譲渡し人と譲受人は親戚関係であり譲受人の農地に行くために譲渡し人の農地を通らなけ
ればならず売買にて話がまとまりましたので今回の申請となっております。農地法第3条第
2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひし
ます。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。13
番矢野委員。

13番 (矢野委員) 譲受人の農地に行くための申請ですが、道も無くて農地を耕作されているので
しょうか。(議長。19番)

議 長 19番 橋本委員

(橋本委員) 地域的に進入路が狭い農地が多い地域で、申請地の周りで耕作されてあります。

議 長 他に、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま
す。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
次に、15頁、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。6番櫻木委員。
6番 (櫻木委員) 審議番号7番について説明します。譲受人が経営拡大のために自分の畑が幹線道路より奥の方にありますので途中の畑を購入して規模拡大、進入路の拡大を図るものです。土地所有者5名より計の11筆、小さい農地の集まりです。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。なお、この案件は、次の審議番号9番と関連しておりますので、一括審議といたします。担当委員の説明を求めます。3番田中委員。
3番 (田中委員) 申請内容について説明します。耕作の便を良くするための申請です。本来は交換の内容なのですが、8番の譲渡し人(Hさん)は畑として利用したいが現状は水が多く畑として利用が出来ません。譲受人(Kさん)は水田を作りたいとの思いが一致しHさん所有の8番の水田をKさんへ、Eさん所有の9番の畑についてそれぞれの農地を贈与にて交換しますが記載のとおり面積が違いますが、隣接〇〇市にも農地がありそこも含んで贈与することで話がまとまりましたので今回の申請となっております。8番の譲受人(Kさん)と9番の譲渡し人(Eさん)は親子であり農地の名義が違いますので贈与となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号8番及び9番について、質問や意見はありませんか。36番才田委員。
36番 (才田委員) HさんとKさん、Eさん親子による交換だと思われませんが倍近く面積が違いますが不都合な面は無いのでしょうか。(議長。3番)
議 長 3番田中委員
3番 (田中委員) 〇〇市の方にKさんの方が多く持っております。
議 長 事務局。
事務局 (河辺) Eさんの方が〇〇市に持っておりますが他市の分でもありますので申請書には朝倉市分のみの記載となっております。そのためHさんは自己所有農地より多い面積を贈与で受けますが、これはKさんがどうしても交換してほしいと要望されたものです。交換ではなく贈与となっておりますのは、本人同士の名義ではないため贈与となっております。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号8番及び審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号8番、9番は許可といたします。
議 長 次に、審議番号10番については、申請人より、取り下げ願いが提出されましたので、取り下げといたします。次の、審議番号11番については、私が担当委員になっておりますので、議長を小嶋副会長と交代します。
議 長 (小嶋副会長) 議長を交代しました。審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。37番森部委員。

37番 (森部委員) 譲受人と譲渡し人は親戚関係であり、譲渡し人は離農により譲受人は相手方の要望によるものです。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号11番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。それでは、議長を森部会長と交代します。

議長 (森部会長) 議長を交代しました。次に17頁、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。21番伊藤委員。

21番 (伊藤委員) 17頁の審議番号12番について説明します。内容については、譲渡し人の高齢による労力不足で譲受人は相手方の要望です。双方にて話がまとまりましたので今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。譲受人には後継者もおります、隣接する農地でもあり贈与となっております。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号12番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。

議長 それでは、議案第4号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 18頁をお願いいたします。議案朗読をもって説明。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

ここで、14時35分まで休憩いたします。

〈 休憩 14:20～14:35 〉

議長 再開いたします。ここで、審議に入ります前に、現地のビデオを放映します。

事務局 (松尾) 議案第5号、議案第6号について現地ビデオを上映しながら、現地の状況、概要等説明。(ビデオ放映)

議長 19頁をお願いします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。1件でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番大山委員。

17番 (大山委員) 審議番号1番について説明します。一時転用(農地改良)です。先ほどビデオ

で見ていただいたとおり県道と川に挟まれた農地です。現地確認にいきましたところ道路から7～8m下がっています。そのため大雨の時には冠水するため地上げを5mほどして畑として利用するものです。作付け予定は粟です。農地法の運用、農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当、別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。副会長、私が質問いたしますので議長を交替してください。

議長 (小嶋副会長) 議長を交替しました。37番森部委員。

37番 (森部委員) 事務局なり担当委員に質問しますが、5mの地上げで高いですが、川の横で盛土ですが川との境目は護岸はされたりされるのか詳しい内容はお聞きされていますか。流れて被害が出ないのか川が汚染されないか地域の農業委員としてだけでなく朝倉市の農業委員としてのちに問われることがでできますのであらためてお尋ねいたします。

17番 (大山委員) 現在、川沿いの方は石積みがされてあります。圃場の先には一本通り杉がありますが、その杉から引いて土羽を2段ぐらいで上がってくる、圃場の面積はだいぶ狭くなるが護岸の方はあつかわずにするそうです。今ある護岸、石垣から引いてあがってくるそうです。

議長 事務局からなにかありませんか。

事務局 (松尾) 若干補足しますと、法の角度を30度までにおさえて、あまり急激な角度をつけないで、緩やかにして崩壊を防ぐそうです。法の角度が緩やかなので耕作面積はだいぶ少なくなると伺っております。

議長 森部委員いいでしょうか。よろしければ議長を交替いたします。

議長 (森部会長) 議長を交替いたしました。他に質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、20頁、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 20頁をお願いします。議案朗読をもって説明。9件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。

12番 次に、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。12番高着委員。

(高着委員) 審議番号1番について説明します。申請目的は、自己用住宅。理由は、現在、借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。生活排水は公共下水へ流します。雨水は既設水路へ流します。都市計画用途地域内、第3種農地、用途地域が定められている地域に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。12番高着委員。

12番 (高着委員) 審議番号2番について説明します。転用目的は自己用住宅。理由については、現在、借家住いのため、申請地を購入し自己用住宅を建築するものです。生活排水は公共下水へ処理します。雨水は既設水路へは流せないとのことで、敷地内の奥に溜枡を作り地下浸透方式にて処理するそうです。農用地区域外、第2種農地、鉄道の駅から1km以内の農地に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願ひします。

- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。12番高着委員。
12番 (高着委員) 審議番号3番について説明します。転用の目的、露天駐車場で従業員駐車場が
不足しているため、現在の駐車場を拡張するものです。雨水は道路の既存側溝へ排水します。
農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当、別に問題はないと思います。ご審議方よ
ろしくお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。
8番 (高着委員) 審議番号4番について説明します。申請は、自己用住宅。理由は、現在、借家
住まいのため、自己用住宅を建築するものです。生活排水は下水により処理します。雨水は
既設水路へ流します。第3種農地、都市計画用途地域内です。問題はないと思います。審議
方よろしくお願いします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。
8番 (窪山委員) 審議番号5番について説明します。申請目的は、現在の自家用車駐車場を貸店
舗として貸すことになり、自宅敷地は手狭なため駐車場を整備するものです。雨水はバラス
敷きにより地下浸透させます。第3種農地、都市計画用途地域内です。問題はないと思いま
す。審議方よろしくお願いします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。22番田子森委員。
22番 (田子森委員) 審議番号6番について説明します。転用目的は自己用住宅。理由については、
現在、借家住いのため、申請地を購入し自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併浄
化槽により処理します。雨水は既設水路へ流します。農用地区域外、第1種農地、集落接続
に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願いします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。13番矢野委員。

- 13番 (矢野委員) 審議番号7番について説明します。申請目的は、自己用住宅。申請理由、現在、両親と同居で手狭なため、隣接する父の土地を借りて自己用住宅を建築するものです。生活排水は公共下水により処理します。雨水は既設水路へ流します。農用地区域外、第1種農地、集落接続に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認いたします。
- 25番 次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。25番石井委員。
- (石井委員) 審議番号8番について説明します。転用目的は事業拡張により現在の倉庫が手狭となったため、敷地を拡張して倉庫を増設するものです。雨水は既設水路へ流します。農用地区域外、第1種農地、敷地拡張に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認いたします。
- 34番 次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。34番日吉委員。
- (日吉委員) 審議番号9番について説明します。転用目的は事業拡大により現在の資材置場が手狭となったため、資材置場を整備して会社に貸すもの雨水は溜槽にて処理し既設水路へ流します。農用地区域外、第1種農地、10ha以上の集落接続に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。18番。
- 18番 (樋口委員) 集落接続ですが、この場合、審議番号の6番、7番も集落接続ですが何故この申請は2,500㎡以上の許可申請なのでしょう。1戸建住宅であれば500㎡までですが何故2,500㎡でできるのでしょうか。
- 議長 事務局。
- 事務局 (松尾) 資材置き場につきましては、面積の制限はございません。それだけ必要であるという理由がたてば認められることとなっております。現在、申請者は市外に資材置場を持っておりますが、業務拡張また朝倉市に進出するのですが、そちらが借地であり毎月、借地料を払わなくては行けないのでそれを解約して今回の申請地を購入して資材置場とするものですが現在、使用している資材置場の面積も勘案して2,500㎡は妥当といたしますか、そういう事で判断しております。
- 議長 18番。
- 18番 (樋口委員) 特例の特例ではないのですね。
- 議長 事務局。
- 事務局 (松尾) 第1種の農地転用自体が特例となっておりますが、ひどく特殊な例ではございません。必要性がきちんと説明出来て、みなさん及び県の方が納得されれば認められると思います。
- 議長 他に、質問はございませんか。
- 全委員 なし。
- 議長 異議がないようですので、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認いたします。
- 次に、23頁、議案第7号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願ひします。事務局。
- 事務局 (寺岡) 23頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、あっせん委員の補足説明を求めます。2番松尾委員。

2番 (松尾委員) ありません。

議 長 24番原田委員。

24番 (原田委員) ありません。

議 長 32番和佐野委員。

32番 (和佐野委員) ありません。

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。次の、審議番号2番については、私もあっせん委員になっておりますので、議長を小嶋副会長と交代します。

議 長 (小嶋副会長) 議長を交代しました。審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の補足説明を求めます。9番田中委員。

9番 (田中委員) ありません。

議 長 37番森部委員。

37番 (森部委員) ありません。

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。28番宮本委員。

28番 この方は、市外の方で認定農業者なのでしょうか。認定農業者でなければ何故、特例事業に該当するのでしょうか。

議 長 9番。

9番 (田中委員) 認定農業者ではありませんが、朝倉市に他の場所にも借りて営農されておりますので特例事業に該当しております。

議 長 事務局、補足があればお願いします。

事務局 (寺岡) 今、田中委員がおっしゃいましたように。要件として農地の団地化として市内に1ha以上となっております。この方は他にもってありますので該当いたしております。

議長 他に、質問はございませんでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

議 長 (小嶋副会長) それでは、議長を森部会長と交代します。

議 長 (森部会長) 議長を交代しました。次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の補足説明を求めます。11番徳永委員。

11番 (徳永委員) ありません。

議 長 16番鶴川委員。

16番 (鶴川委員) ありません。

議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
12番高着委員。
12番 議 長 (高着委員) ありません。
27番穴見委員
27番 議 長 (穴見委員) ありません。
30番大隈委員。
30番 議 長 (大隈委員) ありません。
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
2番松尾委員。
2番 議 長 (松尾委員) ありません。
24番原田委員。
24番 議 長 (原田委員) ありません。
32番和佐野委員。
32番 議 長 (和佐野委員) ありません。
審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号6番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
18番樋口委員。
18番 議 長 (樋口委員) ありません。
19番橋本委員
19番 議 長 (橋本委員) ありません。
審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。次に、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号7番について、あっせん委員の補足説明を求めます。9番田中委員。

9番 (田中委員) ありません。

議長 26番西川委員。

26番 (西川委員) ありません。

議長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。次に、審議番号8番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号8番について、あっせん委員の補足説明を求めます。9番田中委員。

9番 (田中委員) ありません。

議長 26番西川委員。

26番 (西川委員) ありません。

議長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。次の、審議番号9番については、私もあっせん委員になっておりますので、議長を小嶋副会長と交代します。

議長 (小嶋副会長) 議長を交代しました。審議番号9番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号9番について、あっせん委員の補足説明を求めます。26番西川委員。

26番 (西川委員) ありません。

議長 37番森部委員。

37番 (森部委員) ありません。

議長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。

議長 (小嶋副会長) それでは、議長を森部会長と交代します。

議長 (森部会長) 議長を交代しました。次に、25頁をお願いします。議案第8号「空き家に付

属した農地の指定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (係長) 議案朗読をもって説明。現地の状況につきましては、写真とビデオにてご覧いただいたとおりです。空き家の隣に農地がございます。遊休地化している状況です。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。議案第8号については、空き家に付属した農地の指定についてでございます。質問や意見はありませんか。1番委員。

1 番 (小林委員) 空き家に付属した農地ですが、売買するときの価格はわからないのでしょうか。聞けないのでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 (局長) 空き家の情報については、市のホームページに掲載されていますのでそちらに載っております。そちらに価格も記載されているかと思ひます。また、先ほど事務局が説明いたしました、現地は、写真のとおり草も伸び遊休地となっておりますのでその状態を解消するための制度でございます。

議 長 他に、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:55)